

各位



## 大口定期預金の中途解約に関するご留意点につきまして

自由金利型定期預金（大口定期預金）の中途解約をされる場合、当金庫預金規定に従い以下の方法により利息計算をいたします。中途解約時の金利情勢によっては利息が付与されない場合がございますのでご注意ください。

特に金利上昇局面において、金利が付与されないケースが多くなります。

つきましては、新規お預入れ、中途解約をご希望のお客様におかれましては下記内容をご理解の上お手続きをお願いいたします。

### 中途解約時に適用される利率

自由金利型定期預金（大口定期預金）

預入期間	全ての契約
1ヵ月未満	1ヵ月以上の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。
1ヵ月以上	<p>次のAおよびBの方式により計算した利率(小数点第4以下切捨て)のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの方式により計算した利率が0%を下回るときには0%とします。</p> <p>A. 約定利率－(約定利率×30%)</p> <p>B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数</p> <p>※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書あるいは預金通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率とします。</p>

#### 【例】

1年もの大口定期預金（契約時約定利率0.025%、約定日数365日）を預入後6ヶ月（183日）で中途解約した場合。（中途解約日に残り6ヶ月間（182日）、新たに預入すると仮定した場合に適用される利率（基準利率）を0.125%とします。）

\* A の計算・・・0.025%－(0.025%×30%)＝0.0175%

\* B の計算・・・0.025%－(0.125%－0.025%)×(365日－183日)÷183日＝▲0.074%

(小数点第4以下切捨て)

A または B のいずれか低い利率ですから、この場合は B の金利となり、**0%**となります。

従いまして、この例では中途解約利息が付与されないこととなります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
 萩山口信用金庫 業務部（中林）  
 083-902-2733